

旭川地方法務局からのお知らせ ～ウェブ登記手続案内の開始について～

旭川地方法務局では、土地・建物の相続登記や会社・法人の設立登記などの各種登記申請手続について、事前に予約制により電話などでご案内していますが、この度オンラインサービスを活用した「ウェブ登記手続案内」を開始しました。ウェブ登記手続案内をご利用いただくことで、法務局にお越しいただくことなく自宅などでパソコンやスマートフォンの画面を通して担当者から登記手続に関する説明を受けることができます。

事前準備や予約の方法などは、旭川地方法務局ホームページをご確認ください。
旭川地方法務局ホームページ：<https://houmukyoku.moj.go.jp/asahikawa/>



お問い合わせ先：旭川地方法務局登記部門 電話 0166-38-1161

気 象 台 一 口 メ モ

花粉の季節がやってきました

寒い冬が終わり、4月に入ると日最高気温が10℃を超える日が出てきます。また、桜の開花をはじめ動植物の活動が活発となり、楽しみが多い季節ではないでしょうか。が、一方で、花粉症の方にとっては辛い時期でもあります。

気象台では花粉の観測は行っていませんが、北海道立衛生研究所によって観測が行われており、稚内市では例年4月下旬から6月上旬にかけてシラカバの花粉が多く飛散しています。花粉は4月中旬に気温の高い日が続くと多く発生し、飛散量は湿度が低くなること、風が強まることにより多くなるようです。春は空気が乾燥しやすく、また風の強い日も多いため、正に花粉の季節と言えます。今年の花粉の飛散傾向予測は、北海道立衛生研究所の情報をご覧ください、日々の飛散については毎日の天気予報を確認して対策をとってください。

ついぞと言ってもは何ですが、春は黄砂がやって来る季節でもあります。こちらは気象庁ホームページで3日先までの予測動画が見られますのでご活用ください。

(<https://www.data.jma.go.jp/env/kosa/fcst/>)



お問い合わせ先：稚内地方気象台 電話 0162-23-2679

令和6年歌会始のお題と詠進歌のお知らせ

歌会始とは

人が集まって共通の題で歌を詠み、その歌を披露する会を歌会といいます。

「歌会始」は、毎年1月に宮中で行われ、広く一般から詠進（自作の短歌）する国民参加の文化行事です。

お題 和

※「和」の文字が詠み込まれていればよく、「平和」、「調和」、「和服」のような熟語にしても、また、「和らぐ」、「和む」のように訓読しても差し支えありません

詠進歌の詠進要領（概要）

- ・詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- ・用紙は半紙（習字用）とし、毛筆で自筆してください。書式は、半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日、性別、職業を縦書きで書いてください。無職の場合は「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください）。なお、主婦の場合は「主婦」と書いても差し支えありません。

病気や身体の障がいのため自書することができない場合は、代筆やパソコンの使用も可能です。視覚障がいの方は点字で詠進しても差し支えありません。

郵便の宛先

〒100-8111 宮内庁

※封筒に詠進歌と書き添えてください

詳しくは宮内庁ホームページの

詠進要領をご確認ください。

<https://www.kunaicho.go.jp/>

